

# 情報通信機器(ホームルーター等)の導入費を補助します

土佐清水市HP > 暮らしの情報 > 総務課 > 情報通信機器等導入補助金について  
<https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/kurashi/section/soumu/16660.html>



スマートフォンの方はこちら→

## 1. 申込の条件

○補助の対象は以下の①～⑥全てに該当する個人または法人等

- ① 市内の光ファイバー回線の整備済エリアでありながら、光ファイバーを利用した通信ができない地区に住民票がある個人又は事務所がある個人、法人、商店又は団体（自治会、法人、商店、協議会等）
- ② 申請者が自ら使用すること
- ③ この補助金を一度も利用したことがないこと
- ④ 同じ建物にこの補助金を利用して情報通信機器(ホームルーター等)を導入していないこと
- ⑤ 市税等を滞納していないこと
- ⑥ 暴力団の関係者ではないこと

## 2. 補助金の対象

- ・モバイルWi-Fiルーター・ホームルーター1台分の本体価格（税込）
  - ・衛星通信サービス受信アンテナキットの購入費（税込）
  - ・申請者自らが電気通信事業者と契約し、光ファイバー回線を敷設した場合に要した費用（税込）
- ※契約事務手数料、機器の送料等は補助対象外となります。

## 3. 補助金の上限・・・70,000円

## 4. 申込期間・・・令和6年3月31日まで

## 5. 申込方法

- ① 「交付申請書」に見積書と下記の添付書類を添えて市担当へ提出する。
  - ・申請者と使用者が異なる場合は、同一世帯等である旨の申立書。
  - ・法人、商店及び団体の場合は、名称、所在地及び代表者名がわかる書類(名刺等)。
  - ・団体の場合は、定款、会則又は規約など。なお、補助金交付申請前に購入及び契約したものは、認めない。
- ② 「交付決定通知書」を受領した後で、情報通信機器(ホームルーター等)を購入及び契約を行なう。
- ③ 購入日又は通信契約日から30日以内に、「補助金請求書」に領収書及び契約書を添えて市担当に提出する。 ※申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要。
- ④ 関係書類を確認し、後日、市から請求者が指定した口座に補助金を振り込む。

## 6. 光ファイバー利用可能地域は、下記 URL から住所や電話番号を入力することで確認できます。

NTT 西日本ホームページ サービス提供エリア確認

<https://flets-w.com/cart/index.php>

スマートフォンの方はこちら→



## 7. 詳細は市担当までお問い合わせください。

担当：申請書・請求書提出先

〒787-0392 土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市総務課情報システム係

電話・FAX：0880-83-0236（直通）

メール：densen@city.tosashimizu.lg.jp